

近代大阪の病者と救療

—1920年代における方面委員の活動を手がかりに—

井ノ元 ほのか

大阪市立大学大学院 文学研究科 哲学歴史学専攻

日本史学専修 後期博士課程1年生

Keywords: 「医療の社会化」, 病者, 都市大阪, 方面委員, 保健救療活動

1. はじめに

病気は誰しもが直面し得る問題である。それ故、どのような人が、どのような医療を、どの程度入手できるかは、社会において重要な問題であり続けてきた。日本では、1910年代以降に「医療の社会化」（全階層に平等な医療が行き渡ること）を掲げる社会事業や社会運動が起り、その研究は1960年代以降に進められてきた（佐口 1964）。しかし、そこでは、文字通り「医療の社会化」を標榜する主体のみが研究の対象とされてきたため、地域社会において実質的に医療が普及していく歴史の全体像は未だ解明されていない。近年の医学史では、医療者との関係で把握される患者（patient）ではなく、病気を抱えながらも地域社会で生きる主体としての病者（sick person）に焦点を当てた研究が登場している（廣川 2014）。こうした成果を踏まえて、病者を中心に据えた「医療の社会化」の実像を解明する必要がある。

そこで本報告では、1920年代の都市大阪における病者の姿と、それに対する救療の実態を明らかにすることで、近代大阪における「医療の社会化」の歴史の一端を示したい。その際、方面委員の保健救療活動を手がかりにする。

2. 方面委員と保健救療活動

方面委員は、現在の民生委員の前身となった制度であり、米騒動（1918 年）を契機に大阪府で創設された。府は、大阪市内および接続町村に「方面」を設置し、地域有力者や土着商工業者を委員に嘱託することで、米騒動で動揺した地域秩序の再編と安定化を目指した。

方面委員の活動は、社会調査とケースワークがあった。後者は、本報告で取り上げる救療のほか、生活に関する相談や指導、戸籍整理、職業紹介、各種の紛争調停、金品の給貸与、公費救助の斡旋など多岐にわたった。救療とは、貧困者に対する救済措置の一つとしての無料あるいは減額で提供される医療を意味し、方面委員の保健救療活動には、見舞い、入退院の措置、施療券の交付、行き倒れ病人の救助などがあった。本報告では、『大阪府方面委員事業年報』を素材に 1919 年 7 月から 1929 年 12 月までのおよそ 10 年間における保健救療活動を網羅的に分析（事例 323 件）した結果の概要を紹介する。

3. 病者の世界

まず病者の状況を見ると、病気が原因で貧困に陥った事例が非常に多く、病気と貧困の関連が確認される。次に家族が看病することが多く、病気が本人だけでなく家族の問題でもあったことが確認される。さらに病者が女性の場合、離縁の危機に立たされたり、娼妓にならざるを得なかったり、過酷な状況に陥りやすかったことがわかる。また、医師や医療機関を受診している事例は多いが、高額な医療費や医療への信頼の欠如が原因で、継続的に診療を受けることは困難だった。

表1 病者の世界

病者の状況	件数
病気が原因で貧困に	87
病気が原因でさらに貧困に	19
世帯員の誰かが病気になり家族が看病	63
単身者が病気になり親族や知人が看病	13
女性が病気になり離縁の危機に	9
本人あるいは家族が病気になり娼妓に	13
病気が原因で他者から忌避される	18
病気が原因で暴力、自殺、心中	33
病者の医療行動	件数
信仰に基づく医療行為	7
売薬購入	8
医師や医療機関を受診	67

4. 救療の様相

方面委員は、救療の際、まずは自宅療養にして家族に看病をさせた。同時に医師の往診や診療、医療機関の通院、薬の処方などを受けさせた。その間の生活については、親族や近隣住民などあらゆる社会的諸関係を動員させることで、個別の事情に応じた救済を施した。それでも自宅療養ができない場合は入院療養を採用したが、それぞれの医療機関では、救療病床の不足、受診する際の制限や条件、入院中の看護や食費の支弁など様々な問題が生じていた。なお、病者やその家族が自助努力を選択し、限界まで救療を拒否することもあった。

表2 救療の様相

救療内容	件数
医師を受診	124
大阪医科大学病院	6
(診療不可・拒否)	6
大阪赤十字社病院	37
(診療不可・拒否)	14
弘済会慈恵病院	42
(診療不可・拒否)	6
大阪府済生会病院	127
(診療不可・拒否)	21
大阪府立市民病院	12
(診療不可・拒否)	5

5. おわりに

方面委員は、一定の制約や限界を孕みつつも貧困な病者を医師や医療機関につなぎ、病者の家族をも含めて救済したのであり、まがりなりにも「医療の社会化」を促した主体の一つであると言える。また方面委員の経験は、公費救助制度の批判へとつながり、その結果として1932年1月に救護法が施行された。保健救療活動が国家の救済の構造を変革させたと言える。

なお、保健救療活動が1930年代以降にどのように展開するか、また同時期における他の「医療の社会化」の各主体とどのような関係を持つのか、については今後の課題としたい。

参考文献

佐口卓(1964)『医療の社会化』勁草書房

廣川和花 (2011) 『近代日本のハンセン病問題と地域社会』 大阪大学出版会